

県南広域振興局長告示第151号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第3項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成20年9月12日

県南広域振興局長 勝 部 修

訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370900300	企業組合労協センター事業団ケアセンターなごみ 指定訪問介護事業所	一関市赤萩字荻野528番地1	平成20年7月1日